

## Ⅱ 知的障害のある児童生徒の指導

### 1 知的障害とは

知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものをいう。

発達期とは、一般的に胎生期、出生時及び出生後から18歳までをいい、この時期に発達の遅れが現れた場合を知的発達障害という。知的障害のある児童生徒は、認知や言語などの能力に困難があり、同年齢の児童生徒と比較した場合、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に明らかな発達の遅れがみられる。

適応行動の困難性を伴う状態とは、他人との意思交換、日常生活や社会生活、安全、余暇利用などについて、場面に応じた適切な行動がとれないなど実際の生活において支障をきたしている状態をいう。

知的障害をもたらす原因や発達の遅れの状態は様々であり、発達の程度や状態に合わせた教育的支援が必要である。

### 2 知的障害のある児童生徒の指導

知的障害のある児童生徒の教育は、特別支援学校、小・中学校に設置されている知的障害特別支援学級で行われている。

<対象>知的障害特別支援学級・・・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のものである。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号 文部科学省初等中等教育局長通知)

#### 特別支援学級における指導目標

学習指導要領に示されている各教科等の指導目標を発達段階に応じてスモールステップ化すると同時に、学習したことが実際の生活場面で応用できるように指導目標を設定することが大切である。指導目標として、諸機能の調和的発達、基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的な知識、技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解、将来の職業生活や家庭生活に必要な知識、技能及び態度の習得等が考えられる。

実際の指導では、指導目標を児童生徒一人一人の実態に合わせて具体化した「個別の指導計画」に基づき、各教科、単元等で一人一人にどのような力をつけるのか、ねらいを明確にして指導を行うことが大切である。

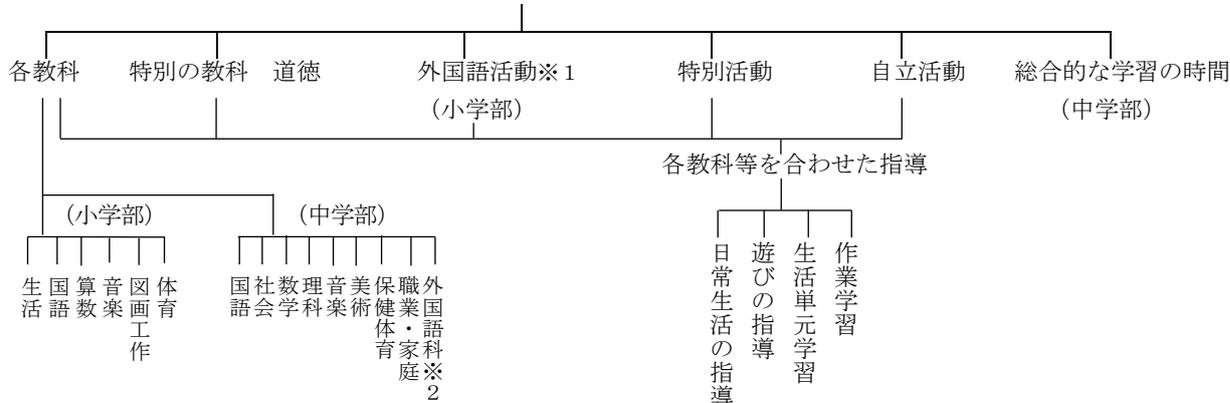
### 3 教育課程

#### (1) 教育課程の編成

特別支援学級は学校教育法第81条第2項の規定により設置される学級である。教育課程の編成にあたっては、特別支援学級は、小・中学校の一つの学級であり、小・中学校の学習指導要領の各教科等の内容を取り扱うことが前提である。これを踏まえ、理由等を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切である。

特別支援学級は、教育課程編成の特例（学校教育法施行規則第138条）により、児童生徒の障害の程度や状態等に合わせた特別の教育課程によることができる。特別の教育課程については、次のように編成する。(ア) 特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れる。(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、各教科を下図の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する。

#### 【参考】知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程



※1 必要に応じて、小学部第3学年以上の児童に「外国語活動」を設けることができる。

※2 必要に応じて、中学部に「外国語科」を設けることができる。

特別支援学校の小学部で知的障害者である児童に対する教育を行う場合は、「生活」「国語」「算数」「音楽」「図画工作」「体育」の各教科と「特別の教科 道徳」「特別活動」「自立活動」によって編成される。また、必要に応じて第3学年以上の児童に「外国語活動」を設けることができるが、国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童は、必要に応じて、目標及び内容を設定することができる。

特別支援学校の中学部で知的障害者である生徒に対する教育を行う場合は、「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「職業・家庭」の各教科と「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」「自立活動」によって編成される。また、必要に応じて「外国語科」を設けることができる。

さらに、小学部・中学部ともに、特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び、自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。いわゆる「各教科等を合わせた指導」が認められている。

なお、小学校低学年の教科である「生活」との違いは、以下のとおりである。

	教科の内容
特別支援学校小学部の「生活」	○基本的な生活習慣 ○安全 ○日課・予定 ○遊び ○人との関わり ○役割 ○手伝い・仕事 ○金銭の扱い ○きまり ○社会の仕組みと公共施設 ○生命・自然 ○ものの仕組みと働き
小学校低学年の「生活」	○学校、家庭及び地域の生活に関する内容 ○身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容 ○自分自身の生活や成長に関する内容

## (2) 教育課程編成における週時程表の具体例

下記に示す小学校A・Bタイプや中学校Bタイプの週時程表は、「日常生活の指導」や「生活単元学習」、「自立活動」、「体育」等が带状に配置されている。一日の生活に規則性を持たせることにより、児童生徒が見通しをもち、主体的に学習に取り組めるように工夫している例である。

知的障害特別支援学級においては、学級に複数の学年や、様々な到達目標の児童生徒が在籍している場合が多く、児童生徒の実態に合わせて週時程表を工夫する必要がある。また、児童生徒個々の教育的ニーズにより、特定の教科や領域については交流学級で学習している児童生徒がいる。このような場合、各教科・領域ごとに交流先の学級名や担当者名などを記入した詳細な個別の週時程を作成する必要がある。

小学校Aタイプ

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導(着替え・朝の会・係活動)				
2	体育/自立活動				
3	国語	算数	生活単元学習/ 総合/生活	算数	図工
4	算数	国語		国語	
5	音楽	理科/社会/生活	道徳	音楽	算数
6	学活	外国語活動	理科	社会	家庭科

小学校Bタイプ

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導(着替え・朝の会・係活動)				
2	国語/算数				
3	生活単元学習/総合的な学習の時間				図工
4					
5	体育	音楽	家庭	体育	音楽
6	日常生活の指導(掃除・着替え・帰りの会)				

中学校Aタイプ

	月	火	水	木	金
1	国語	保体	保体	数学	保体
2	社会	数学	国語	理科	国語
3	数学	技術・家庭/職業・家庭	数学	国語	総合
4	美術	音楽	技術・家庭/職業・家庭	美術	音楽
5	理科	外国語	理科	社会	外国語
6	自立活動	総合	道徳	自立活動	学活

中学校Bタイプ

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導(朝の会・係活動・朝自習)/自立活動				
2	保体	保体	国語	保体	数学
3	国語	作業学習/ 生活単元	作業学習/ 生活単元	数学	作業学習/ 生活単元
4	数学			国語	
5	美術	音楽	数学	音楽	外国語
6	技術・家庭/職業・家庭	総合	道徳	美術	学活

## 4 合理的配慮の観点例(「教育支援資料 <文部科学省>平成25年10月」より)

### ① 教育内容・方法

#### ①-1 教育内容

##### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行う。

##### ①-1-2 学習内容の変更・調整

知的発達の遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等)

#### ①-2 教育方法

##### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。(文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等)

##### ①-2-2 学習機会や体験の確保

知的発達の遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。

##### ①-2-3 心理面・健康面の配慮

知的発達の遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊心や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

### ② 支援体制

#### ②-1 専門性のある指導体制の整備

知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校(知的障害)のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。

#### ②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子供等や教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### ②-3 災害時等の支援体制の整備

適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

### ③ 施設・設備

#### ③-1 校内環境のバリアフリー化

自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。

#### ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等がみられることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

#### ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な動線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して、施設・設備を整備する。

## 5 指導の実際

### (1) 指導内容と指導形態

#### ① 各教科の指導内容

知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒は、一般的に初歩的な読み、書き、計算などの知識や技能の獲得に長い時間がかかる。児童生徒の能力に合わせて学習を積み重ねていくことが大切である。また、児童生徒が将来の自立や社会参加に向けて必要な基礎的基本的な学力を身に付けるためには、できるだけ学習課題を生活場面に関連させ、繰り返し定着を図っていくことが望ましい。

#### ア 指導上の配慮事項

- ・「個別の教育支援計画」をもとに、児童生徒や保護者の願い、卒業後の自立的な生活や社会参加の姿を見据え、総合的な観点から教育的ニーズを見極める。（詳しくは第2章Ⅳ「個別の教育支援計画と個別の指導計画」を参照）
- ・前年度からの引継ぎ資料（「個別の指導計画」、指導記録など）をもとに、多角的な視点から児童生徒の実態を把握し、教科ごとに具体的な評価が可能な長期目標、短期目標を設定する。
- ・児童生徒の個々の実態（学年、学習能力等）や教育的ニーズに合わせて、教科ごとに年間指導計画を作成する。
- ・児童生徒の教育的ニーズ等から判断して、交流学級で学習するのがよいと思われる教科については、関係者と十分に話し合った上で決定する。その際、ティーム・ティーチングなどによる個別指導が可能な指導形態を工夫し、交流学級担任との連携、協力を努める。
- ・児童生徒の実態に合わせた教材研究が大切である。操作を通して理解を促すための具体物や視覚的な手がかりなど、学習効果を高める教材、教具の開発に努める。
- ・集団で学習する場合でも学習課題を児童生徒一人一人の実態に合わせてスモールステップ化する。同時に教材、補助具などの支援方法を個別に工夫することが必要である。
- ・絶えず実践の評価を心がけ、指導方法や支援方法の改善に努める。
- ・児童生徒の興味関心に基づいた授業の導入方法を工夫したり、学習活動にゲーム的な要素を取り入れたりして児童生徒の学習意欲を高める手だてを工夫する。
- ・問題解決的な学習場面においても、学習内容を習熟するための学習場面を設定するなどの工夫が必要である。

#### ② 特別の教科 道徳

特別支援学校及び特別支援学級における特別の教科道徳の指導は、学校全体の道徳教育の目標及び内容から作成された指導計画に準じて指導されることが基本となる。この場合、児童生徒の障害の状態及び発達段階に応じて、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりして、指導内容や方法等について特に創意工夫する必要がある。また指導を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

#### ③ 外国語活動・外国語（小学校）

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととしている。外国語活動では、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞く・話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することを目指す。また、外国語では、読むこと書くことの言語活動が加わることとなる。外国語を用いたコミュニケーションにおいては、日本語以上に様々な困難が生じることが予想されるため、実態に応じて自立活動の時間との関連を図った指導が重要になる。

#### ④ 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、細かな内容が規定されておらず、各学校が創意工夫して特色ある教育活動を展開することができるようにするための時間として創設された。教育課程の編成に当たっては、「生きる力」をはぐくむことをめざし、地域や学校、児童生徒の実態に応じて教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、児童生徒の興味・関心等に基づく創意工夫を生かした教育活動を展開することが求められる。一人一人の学習の特性や困難さに配慮した学習活動が重要であり、情報収集や整理の仕方を示したり、写真やイラストなどの視覚的支援を有効活用したりして、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、幅広い支援の工夫が必要である。

⑤ 特別活動

特別活動は、学級活動・児童（生徒）会活動・クラブ活動（中学校は除く）・学校行事の4つの内容から成り立っている。特別活動の実際では、学級、学年、学校全体で取り組む活動がある。学年や学校全体で取り組む活動では、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習を深める活動が大きく位置付けられる。また、他校の特別支援学級の児童生徒と合同の学習による活動もある。児童生徒の学習面や心理面での負担を配慮したり、個別の指導計画を作成し必要な配慮を記載したりして、教師間での情報共有が必要である。また障害の有無にかかわらず、お互いの児童生徒にとって、良さを認め合えるようなより良い人間関係を形成していくなど、特別活動の実践を生かして、学級経営の充実を図ることが大切である。

⑥ 自立活動

特別支援学級においては、小学校学習指導要領[第1章第4の2(1)のイの(ア)]には「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」と明記されている。また、自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、児童一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。（※中学校においても同様である）

自立活動の指導内容は、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つに分けられ、児童生徒の障害により多様な指導が行われる。知的障害に随伴してあらわれる言語・運動・情緒・行動面等で顕著な発達の遅れがみられる場合や、特に配慮を必要とする場合には、自立活動の時間を設けて指導する必要がある。（本資料集第4章「自立活動の指導について」を参照）

⑦ 各教科等を合わせた指導

特別支援学校や知的障害特別支援学級では、「各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うこと」（学校教育法施行規則第130条）が認められている。

指導の実際では、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経緯等に即し、次に示す事項を参考にすることが有効である。また、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

ア 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように諸活動を適切に指導するものである。生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科の内容が扱われる。

「日常生活の指導」の主な指導内容（例）

分類内容 指導の場	基本的な生活習慣に関する内容	集団生活をする上で必要な内容	経済生活・職業生活に関する内容
	食事 衣服の着脱 排泄 歯磨 身体の清潔 靴の履き替え	健康・安全 保健衛生 遊び あいさつ 交際 役割 言葉遣い	手伝い 仕事 きまり 金銭 自然 社会の仕組み
登校	●靴の履き替え ●履物の整理	●朝のあいさつ●交通安全 ●時刻を守る	●目的地までの歩行●時刻 ●交通機関の利用
始業朝の会	●着替え●排泄・手洗い ●持ち物や机の整理・整頓 ●着席	●ノート類や宿題の提出 ●自由遊び ●朝の体操・ランニング ●朝のスピーチ●今日の予定	●日直・係活動●朝の会の司会 ●動植物の世話●窓の開閉 ●出欠席調べ●月・日・曜日の確認 ●天気・季節・台風などへの関心
授業	●衣服の着脱 ●身体の清潔 ●排泄・手洗い	●始業・終業のあいさつ ●安全への気配り●避難訓練 ●人とのかかわり	●自然へのかかわり ●電話・郵便●公共施設の利用 ●交通機関の利用●買い物
食事 (給食)	●手洗い●身じたく ●歯磨	●食前・食後のあいさつ ●食事の作法	●食品・食器の運搬・配膳 ●後片付け

掃 除	●身じたく●手洗い・清潔	●清掃場所分担 ●役割、清掃内容確認	●はき掃除・ふき掃除 ●掃除機の使用●机などの移動 ●後片付け
帰りの会	●着替え●帰りのしたく ●靴の履き替え	●一日の反省●日誌の記入 ●明日の連絡●帰りのあいさつ	●戸締まり
その他	●雨具の扱い●入浴	●来客への対応●生理の処置 ●ロッカーなどの整理・整頓	●時計・暦の使用●金銭の扱い ●乗り物マナー●祝日の理解

○指導上の配慮事項

- ・日常生活の自然な流れに沿い、その活動を实际的で必然性のある状況下で行うものであること。
- ・毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- ・できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- ・指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- ・学校と家庭等の連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

イ 遊びの指導

主に小学部段階において、遊びを学習活動の中に捉えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。

〈取組の一例〉

- 国語…………… カルタ等の言葉遊び、カードを用いたマッチング
- 算数…………… ボウリング遊びや的当てゲーム、魚釣り遊び等のかず遊び
- 音楽…………… 音当て遊びや鳴きまね遊び等の音遊び、音の出るおもちゃ
- 図画工作…………… 多様な素材を使った造形遊び
- 体育…………… 水遊びやボール遊び、ジャンピングボード等の身体運動を大きく位置付けた遊び

○指導上の配慮事項

- ・児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。その際、児童が主体的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- ・教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
- ・身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- ・遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に選べる場や遊具を設定すること。
- ・自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

ウ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

○指導上の配慮事項

- ・単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ・単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- ・単元は、児童生徒が指導目標へ意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動を含んだものであること。

- ・単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- ・単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- ・単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

#### ○生活単元学習の単元例

- [行事単元] 「合同学習会に行こう」「収穫祭に参加しよう」「合宿を成功させよう」等、学校の行事を中心とした単元。計画～準備～実行～反省といった流れになる。
- [季節単元] 「春(秋)の野山を歩こう」「水で遊ぼう」「お正月の遊びをしよう」等、四季の変化を中心とした単元。自然の変化、健康、季節の運動や遊び、食物等を総合的に組み入れて計画し、実施する。毎年の経験を累積しやすい単元となる。
- [課題単元] 「私たちの町を探検しよう」「電車に乗ってでかけよう」等、社会生活に必要な知識、技能、態度の指導を中心とした単元。発展的で広がりのある活動になる。

以上の他に次のような単元が考えられる。

- [制作活動を中心とした単元] 「ダンボールの家を作ろう」「人形を作って劇遊びをしよう」等
- [栽培・飼育を中心とした単元] 「花壇を作ろう」「鶏小屋を作ろう」等
- [調理を中心とした単元] 「クッキーをプレゼントしよう」「〇〇パーティーをしよう」等

#### ○合同で実施する生活単元学習

近隣の特別支援学級の児童生徒と一緒に集い、より大きな集団で学習することにより、互いに学び合い育ち合うことを目的とした生活単元学習が実施されている。また、年間指導計画に位置づけることにより、計画的、継続的に取り組まれるようになってきている。

合同による学習を計画することで児童生徒の意欲を高め、学級での生活単元学習の授業をより楽しく充実したものにすることができる。また、複数の教師による指導(ティーム・ティーチング)が可能のため、個々の児童生徒の興味・関心やニーズに応じて学習内容を多様化し、特色ある授業に取り組むことができる。

実施に当たっては、教師間で十分連絡・調整を図り、共通の指導基盤に立って計画を立てることが大切である。

あわせて各学校や市町村教育委員会等関係機関の理解と協力を得ることも大切である。

#### エ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしなが、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

#### ○指導上の配慮事項

- ・児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成熟感が味わえること。
- ・地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した永続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- ・個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- ・知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- ・作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- ・作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

## ○作業学習のポイント

〈作業態度及び習慣の形成に関するもの〉

- ・自主性
- ・責任感
- ・協調性
- ・安全性
- ・経済性
- ・計画性
- ・礼儀
- ・確実性
- ・創造性
- ・緻密性
- ・敏捷性
- ・集中力
- ・注意力
- ・清潔さ
- ・報告、連絡、相談
- ・持続力
- ・判断力
- ・洞察力
- ・整理整頓
- ・成功感
- ・成就感
- ・言葉遣い

〈作業等に必要な知識及び技能の獲得に関するもの〉

- ・身辺処理
- ・指示理解
- ・約束(規則、規律)の理解と遵守
- ・数の処理
- ・道具の名称、使い方
- ・時間の理解と活用
- ・機械の名称と使い方
- ・用語の理解

## ○作業学習の作業種目(例)

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、食品製造、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

## ○産業現場等における実習

「産業現場等における実習」は、現実的な条件下で生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないし社会生活への適応性を養うことを意図して実施するとともに、各教科等の広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、大きな成果が見られるが、実践に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要がある。

## ○安全面への配慮

作業学習を実施する際には、それぞれの授業を実施するに当たり、生徒の安全に十分配慮するとともに、児童生徒に危険を防止するための知識や技能を指導する必要がある。特に道具や部品の配置、標準的な操作手順、物品の取扱い・収納・保管等を整備することが危険の防止につながる。また、危険の予測や危険な状況における回避の方法を指導することが大切である。

## (2) 具体的な取組

### ① 指導計画の作成と指導上の留意点

指導計画とは、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより実践的、具体的な計画である。指導計画は、「個別の指導計画」の作成とともに、年間指導計画や週指導計画、あるいは単元(題材)の指導計画等が立てられている。指導計画を作成するに当たっては、学校教育目標や教科等の目標との関連を図りながら、児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性を的確にとらえると同時に、児童生徒本人や保護者の願いなどを踏まえた児童生徒の教育的ニーズを十分に把握しながら創意工夫し、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成することが大切である。

指導計画を作成する際には、次の点に留意したい。

- ・教科等の学習で学んだ内容が、生活単元学習や作業学習に生かされるようにする。両者の関連付けを図ることによって、学習したことを実際の生活に生かすことができるようになる。
- ・学習活動を個人差に応じて展開できるように工夫する。また、児童生徒の興味・関心を大切にすること、視聴覚機器やコンピュータ等の活用、教材・教具の工夫等も大切である。
- ・校外学習や宿泊学習等を通して、公共交通機関や公共施設を積極的に活用することで、公共のマナーを身につける社会体験や日常生活に生かしていくことができるような生活体験を重ねていきたい。また、作業学習の発展として「産業現場等における実習」を作業所や企業等で実施し、実際の職業生活を経験させるなどの配慮も必要である。
- ・家庭との連絡・連携をとり、教育方針等について共通理解を図るとともに、基本的な生活習慣の確立に努める。
- ・特別支援学級の児童生徒の社会性を高め、好ましい人間関係を育てるために、児童生徒の実態を十分考慮しながら通常の学級との連携を図り、交流及び共同学習の機会を積極的に計画する。
- ・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要がある。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、日々の繰り返しによって身についた力が日常生活に生かされるよう、工夫することも重要である。

## ② 使用教材

### ア 教科用図書の活用

知的障害のある児童生徒の使用する教科書として、文部科学省の検定教科書の他に、児童生徒の学力や発達に合わせて、文部科学省著作の国語、算数（数学）、音楽を利用することができる。その他、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るための図書として、教育委員会が採択した教科用図書（附則9条本）の中から選んで使用することができる。また、平成30年6月25日文科省初等中等局より通知のあったとおり、学校教育法一部改正にともなって、デジタル教科書についても教育課程の全部又は一部において、使用が可能となっている。

### イ 教材・教具の活用

児童生徒の発達に合わせた教材は、児童生徒の学習意欲を高め、自主的、自発的な活動を促し、学習のねらいを達成する上で効果的である。しかし、優れた教材・教具であっても児童生徒のその日の体調や興味関心によっては効果的に使えない場合もある。したがって、日々の授業に使用するために児童生徒の興味関心を考慮して段階的な教材・教具を複数用意しておくといよい。また、児童生徒一人一人に合わせて教材・教具の開発に努めることで、より深く児童生徒の発達について理解できるようになる。教師のちょっとしたアイデアで、ペットボトルや牛乳パックなどの身近な材料が、児童生徒の学習意欲を引き出す素敵な教材に変わる。教師の個性や特技を生かした教材の開発をめざしたい。

### ウ コンピュータの利用

児童生徒には魅力のある教具の一つである。学習の目的に合わせて効果的な使い方を研究する必要がある。利用例として、インターネットによる調べ学習、ネットワークの利用、ワープロソフト、学習ソフトの利用などがある。

### エ 写真カード、絵カード、シンボルカード、文字カードの利用

デジタルカメラなどの機器を利用して手軽に作成でき、児童生徒の発達段階に合わせて様々な学習活動に利用できる。特に、言葉の発達が遅れていたり、コミュニケーション能力に課題のあったりする児童生徒に対してAAC（拡大・代替コミュニケーション手段）の指導をする場合の視覚教材として活用したい。

## ③ 指導体制の工夫

小学校学習指導要領[第1章第4の2（1）のイ]には「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と明記されている。児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討していく。また全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくこととされている。個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携がさらに必要となる。校長のリーダーシップの下に、校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターを中心とした、学校全体の特別支援教育の支援体制を充実させ、計画的、組織的に取り組んでいけるような体制作りの充実が急務の課題である。（※中学校においても同様である）

## ④ 安全面での配慮

家庭や関係機関との連携を密にして、日々の健康観察に加え、健康面での配慮を忘れることなく学習に向かうようにしていくことが重要である。マラソン、水泳等の学習面における配慮や、障害の状態に応じた配慮が必要な児童生徒の実態を十分に理解し把握しておかなければならない。

## <引用・参考文献>

- 1) 遊びの指導の手引（文部省）慶応通信（現・慶應義塾大学出版会）平成5年
- 2) 日常生活の指導の手引（文部省）慶応通信（現・慶應義塾大学出版会）平成6年
- 3) 作業学習指導の手引（文部省）東洋館出版 平成7年
- 4) 教育支援資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）平成25年
- 5) 小学校学習指導要領（文部科学省）平成29年3月
- 6) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（総則編）開隆堂出版 平成30年
- 7) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（自立活動編）開隆堂出版 平成30年